

音更町立緑陽台小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのためにも、教職員全員一人一人が、「いじめは、人間として、絶対に許さない」という強い信念をもつとともに、学校中に「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」といういじめ根絶の土壌をつくる。

(1) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(3) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織等の設置

(1) 学校いじめ防止対策委員会(特別委員会)

【構成員】 校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、指導部(1名)

【内容等】 ・いじめの未然防止に関する取組と評価

・いじめの早期発見に関する取組と評価

・いじめ把握時の「いじめ対応チーム」招集

・その他、いじめ防止対策に関する全体の確認

(2) いじめ対応チーム

【構成員】 校長、教頭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、指導部(1名)、当該学級担任、必要に応じ(PTA 役員、スクールカウンセラー 等)

【内容等】 ・いじめ及びいじめの疑いを察知した場合に招集(原則24時間以内)

・詳細の把握(適宜聞き取り)

・解決策の検討と実行

3 いじめの未然防止・早期発見の取組

(1) 児童に対して

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
また、学校や学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる等、自尊感情を高めさせ、心の充足を図る。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることが友だちを助けることにつながることも合わせて指導する。
- 児童が主体となった「いじめのない学校づくり」に向けて、児童会及び委員会活動として取組を行う。

(2) 教職員個々において

- 児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、「子どもたちを生かす」授業を日々行うことに努める。
- 「いじめは決して許さない」という強い姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- 児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童や保護者からの話を、親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめの構造やいじめ問題の対処など「いじめ問題」全般についての理解を深め、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を一人で抱え込まないで、管理職・同僚職員への相談、協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体において

- ①すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②児童観察等による情報収集
 - ・年2回、ハイパーQUアンケートを実施し、その結果分析及び活用を全教職員で共有する。
 - ・全教職員が情報収集を心がけ、気になる言動等を発見した場合は直ちに学級担任・指導部に報告する。学級担任・指導部はその内容を勘案し、管理職への報告・相談を行う。
- ③いじめアンケートの実施
 - ・いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。
- ④教育相談体制の整備
 - ・いじめアンケートの実施後、状況に応じて個別の教育相談を実施する。情報分析や対応策の策定については、指導部が主体となって行うとともに、スクールカウンセラーと連携を図る。
 - ・児童理解月間を設定して個別の面談を実施し、児童個々と担任が対話を持ち、悩みや問題としていることを吸い上げる機会とする。
- ⑤児童理解交流会の開催
 - ・学期に1回、各学級において細やかな支援・指導を要する児童の行動等を交流し、全教職員の共通理解を図る。
- ⑥児童会主体によるいじめ防止プログラムの展開
 - ・いじめ防止テーマの設定やいじめ防止標語の取組等、児童の主体的な取組を促す活動を積極的に推進する。

⑦保護者との連携

- ・必要に応じて家庭訪問等を実施するなど、保護者との連絡・連携を密にしながら情報収集に努める。

⑧「いじめ問題」に関する研修の充実

- ・いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした校内研修を行い、「いじめ」について全教職員の理解と実践力を深める。
- ・研修講座、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内容提供に努める。
- ・管理職は、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容の更なる改善・充実に努める。

(4)保護者・地域に対して

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、様々な手段で積極的に発信し、理解と協力をお願いする。

4 いじめ発見後の適切な対応

(1)いじめの覚知

- 通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、聞き取り等の調査を行うとともに、速やかに教育委員会への第一報を行う。

(2)いじめの認知

- いじめの定義に従いいじめを認知した場合は、「いじめ対応チーム」で調査方法、被害・加害児童、保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し、関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた「いじめ対応チーム」を招集し協議する。

- 「いじめ対応チーム」として立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・被害児童への面談・加害児童への指導・事実を認識していた児童への指導・被害、加害児童の保護者への説明と協力依頼(発見後から定期的な経過説明まで)・教育相談体制の強化・適切な人間関係づくりを目指した取組 |
|---|

- いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- 認知後1週間を目途に、教育委員会にいじめ第2報を行う。
- 認知したいじめが既に終息したものであった場合は、担任等により被害・加害児童への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。
- 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

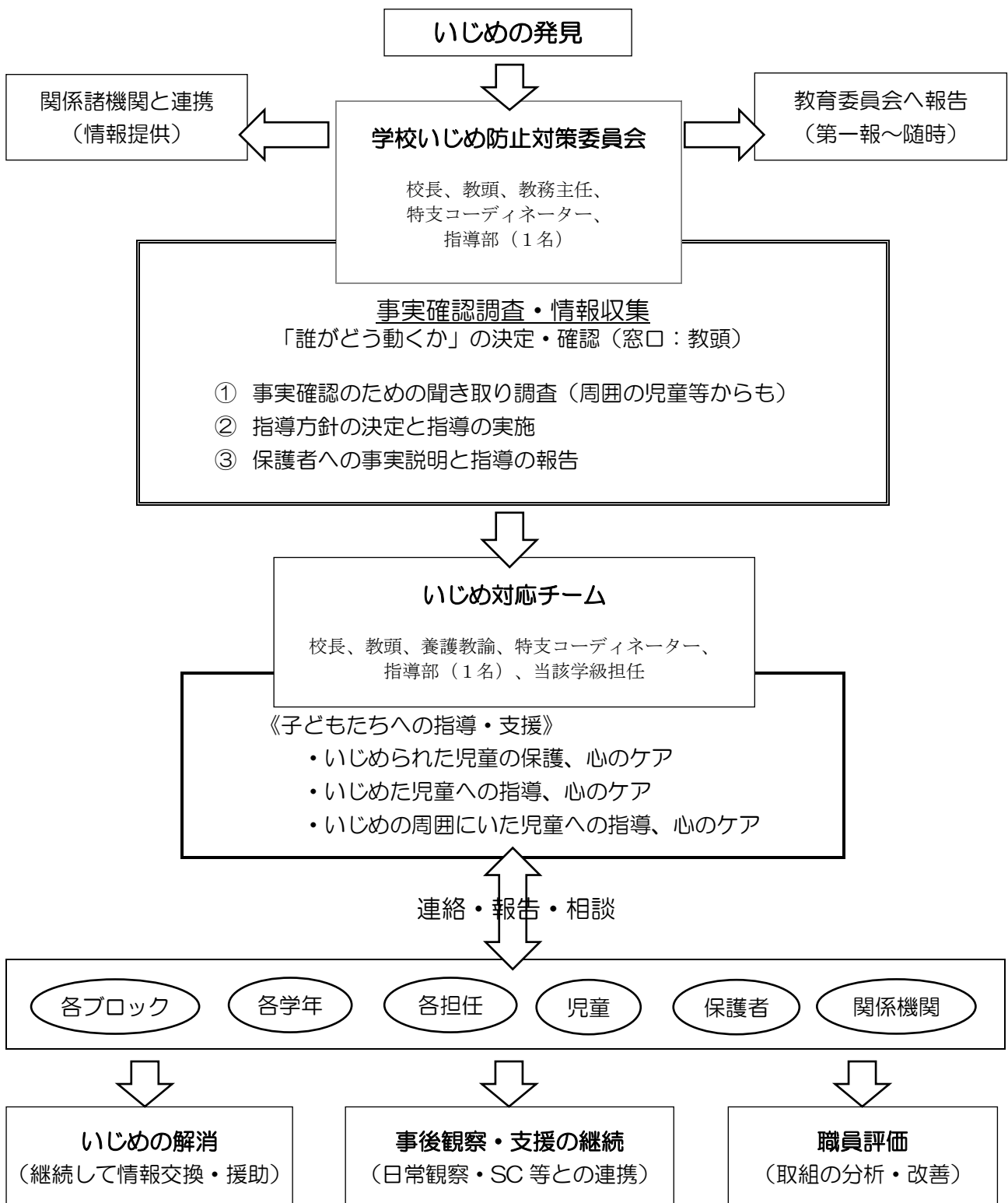
(3)重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

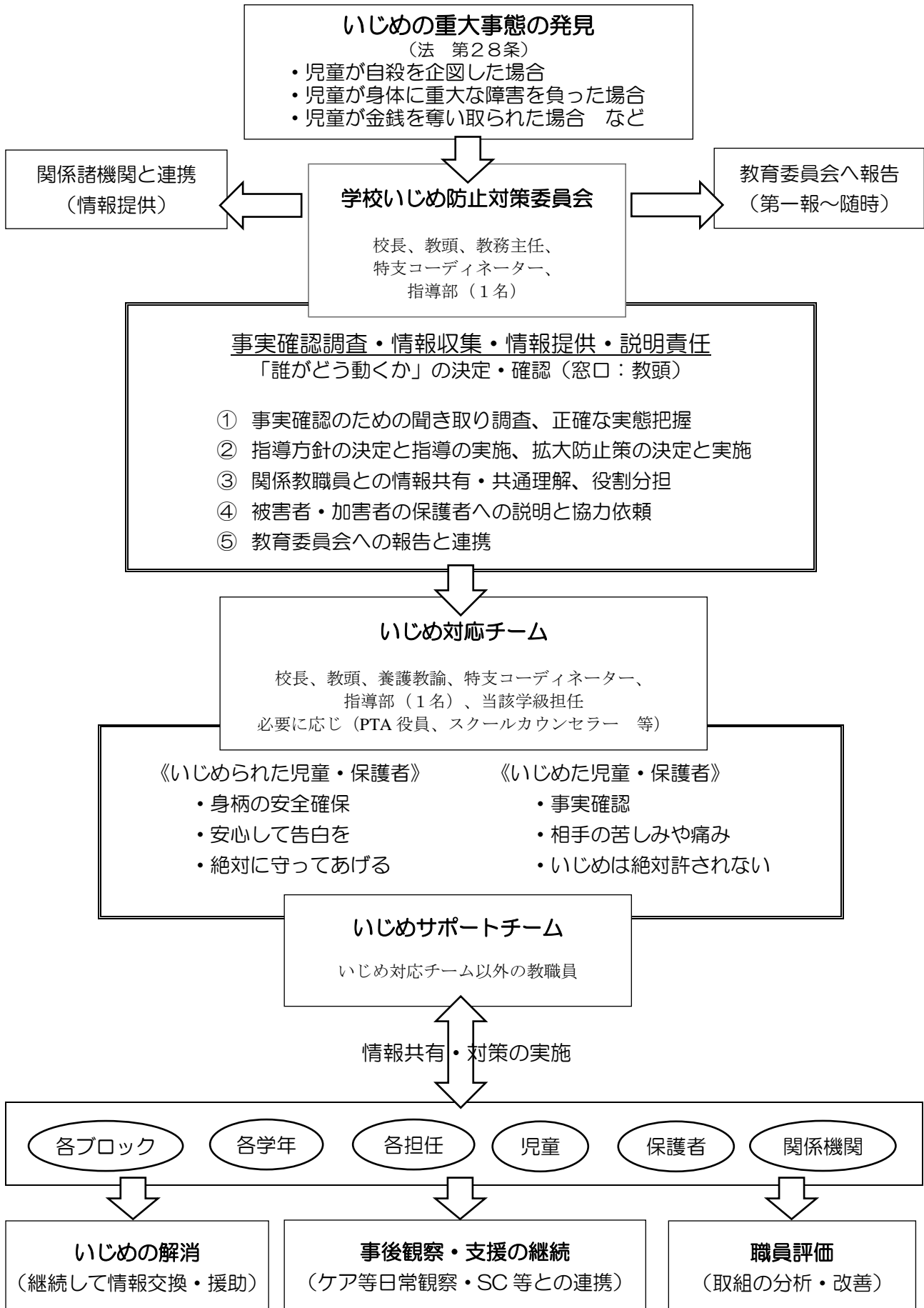
(4)いじめ防止等の取組の評価

- いじめ防止等の取組はスピード感をもった対応が求められるため、短いスパン(学期に1回程度)で職員評価を行い、未然防止、早期発見、早期対応・再発防止等の取組の分析・改善を図る。

5 いじめ対応の体制(いじめ発生時)



6 いじめ対応の体制(いじめの重大事態発生時)



7 保護者・地域への情報提供

この基本方針は、保護者・地域に公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

8 いじめ対策年間プログラム

年間を通して、学級における「適切な人間関係づくり」を実施する。

4月	・「いじめ防止基本方針」について保護者へ説明(参観日・PTA 総会)
5月	・学級経営交流会 ・ハイパーQUアンケート実施① ・児童理解交流会
6月	・いじめアンケート実施① ・教育相談強化月間(個別面談)
7月	・学校評価(職員・児童・保護者) ・学校運営協議会 ・いじめの対応状況を保護者へ説明(学級懇談)
8月	・学校評価改善会議(学校改善策の検討) ・児童会主体のいじめ防止活動
9月	・児童理解交流会 ・学校運営協議会
10月	・学級経営交流会 ・ハイパーQUアンケート実施②
11月	・いじめアンケート実施② ・教育相談強化月間(個別面談)
12月	・学校評価(職員・児童・保護者) ・いじめの対応状況を保護者へ説明(学級懇談)
1月	・学校評価改善会議(学校改善策の検討) ・児童会主体のいじめ防止活動
2月	・児童理解交流会 ・学校運営協議会
3月	・いじめの対応状況を保護者へ説明(学級懇談)

<平成27年3月 改定>

<令和 2年4月 改定>

<令和 4年6月 改定>